

保育料について

教育・保育給付認定を受けた方の保育料はお子さんの保護者等の市民税額によって市が定めます。

このほか、施設によって教材代、行事代などの実費徴収費や特定負担額（上乗せ徴収費）が必要となることがあります。

いつの分？	何に基づいて決まる？	誰の？
令和2年4月分から 令和2年8月分まで	令和元年度（平成30年分） 市民税額	お子さんの保護者等 （同居の祖父母がいる場合、父母の所得状況などにより祖父母の分で適用することがあります）
令和2年9月分から 令和3年3月分まで	令和2年度（令和元年分） 市民税額	

新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料					当年度の市民税額に基づく保育料						

※ 保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

（市民税額の見方：参考）

パターン① 令和元年度 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
【給与所得者の方に、6月頃お勤め先から配布されています。（非課税の方を除く）】

柳川市見本

令和元年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）										市町村		道府県		受給者			
所得	給与収入	主たる給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	
所得	給与所得	主たる給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	
所得	その他の所得計	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	給与	
所得	雑所得	損	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	
所得	医療費	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得	社会保険料	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得	小規模企業共済	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得	生命保険料	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	扶養親族該当区分	本人該当区分
所得	地震保険料	障・寡・勤	配	扶	基	所得控除合計②	所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	扶養親族該当区分	本人該当区分
(摘要)																	
税額控除の記載																	
										市町村	税額控除前所得割額④		道府県	税額控除額⑤		受給者	
										市町村	所得割額⑥		道府県	所得割額⑥		受給者	
										市町村	均等割額⑦		道府県	均等割額⑦		受給者	
										市町村	特別徴収税額⑧		道府県	特別徴収税額⑧		受給者	
										市町村	控除不足額⑨		道府県	控除不足額⑨		受給者	
										市町村	既充当額⑩		道府県	既充当額⑩		受給者	
										市町村	既納付額⑪		道府県	既納付額⑪		受給者	
										市町村	差引納付額⑫⑬⑭		道府県	差引納付額⑫⑬⑭		受給者	
										市町村	変更前税額⑮		道府県	変更前税額⑮		受給者	
										市町村	増減額⑯⑰⑱		道府県	増減額⑯⑰⑱		受給者	
										市町村	変更月		道府県	変更月		受給者	

市民税の税額控除前所得割額④から調整控除額を控除した額で保育料を算定します。
下記の税額控除がない方は ④－⑤＝ 所得割額⑥ がその額となります。

（保育料の算定に適用しない税額控除）配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除など

パターン② 令和元年度 市民税・県民税納税通知書及び課税明細書

【自営業の方等に、6月中旬ごろ市町村長から送付されています。（非課税の方を除く）】

市民税の「算出所得割額」から「調整控除額」及び「税額調整額」を控除した額で保育料を算定します。ただし、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは、パターン①と同じく保育料の算定に適用しない税額控除です。

パターン③ 令和元年度（平成30年分） 市民税・県民税所得（非）課税証明書

【非課税の方や①、②の書類がない場合（平成31年1月1日に住所があった市役所等で発行）】

課税証明書とは、各年の1月1日～12月31日までの、1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。

課税証明書で証明される項目は、一般的に以下のものがあります。

1. 納税者の1月1日時点の住所と氏名
2. 所得の種類・・・給与所得、年金所得、一時所得などの区別
3. 所得金額・・・所得の種類ごとの金額とその合計額
4. 課税標準額・・・住民税が課税される所得金額
5. 住民税の内訳と税額
・・・住民税（都道府県民税と市区町村民税）の、それぞれの金額と合計額
6. 所得控除額・・・住民税の課税から控除される金額
7. 扶養者の人数

転入された方は、マイナンバーにより所得税額を調査いたしますので、所得課税証明書の提出は、原則不要です。

～多子世帯の保育料の軽減について～

保育所や認定こども園（保育所部分）などをきょうだいで同時に利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。ただし、認定区分や市民税額によってはカウントされるお子さんの範囲が変わります。

